

新型コロナウイルス抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検体検査に立会う職員が、研修（※）を受講していることを確認して、リスト化しています。
- （※） 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
- ・ 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・ 理解度確認テスト
- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ② 新型コロナウイルス抗原定性検査キット（その他の抗原を同時に検出するものを除く。）は、従業員等（※）に症状（発熱、せき、のどの痛み等）が現れた場合であって、事業所の責任者が事業運営上の見地から必要と認める場合に検査を実施するために購入します。
- （※）「従業員等」には、イベント、旅行の参加者等は含まれません。
- ③ 検査の実施は、当該事業所に所在する検査立会い職員の管理下において実施します。
- ④ 検査結果が陽性だった際、特に高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦等の重症化リスクの高い方は、医療機関を受診し、医師にその結果を伝えます。それ以外の方で、症状が軽いなど、自宅で療養を希望する場合は、速やかに地域の健康フォローアップセンター等に登録するよう伝え、自宅等で療養させます。また、体調変化時には、速やかに健康フォローアップセンター等に連絡する、もしくは医療機関を受診するよう伝えます。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合でも、他の疾病の可能性もあることから、特に高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦等の重症化リスクの高い方は、医師の判断を受けよう伝えます。それ以外の方は、本人の希望に応じて医療機関を受診するよう伝えます。受診を希望せず自宅等で療養する場合にも、体調変化時には、速やかに医療機関を受診するよう伝えます。また、偽陰性の可能性もあることから、症状が軽快するまで外出を控えるなど感染対策を講じるよう伝えます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

確認者の住所
